三重県警察本部訓令第１５号　　　　　【B0302｜　３０年｜令和33年04月01日｜　遺失物管理】

警察本部

警察学校

警 察 署

遺失物等の取扱いに関する訓令を次のように定める。

平成２７年３月２５日

三重県警察本部長　大賀　眞一

遺失物等の取扱いに関する訓令

改正　平２９県本部訓令第９号、令元第１０号、令２第８号、令２第１３号、令３第３号

遺失物等の取扱いに関する訓令（平成１９年三重県警察本部訓令第１７号）の全部を次のように改正する。

目次

第１章　総則（第１条－第５条）

第２章　物件の受理等（第６条－第１０条）

第３章　遺失届の受理等（第１１条－第１７条）

第４章　提出物件の保管等（第１８条－第２２条）

第５章　提出物件の返還、引渡し等（第２３条・第２４条）

第６章　出納事務要領（第２５条－第３０条）

第７章　他の法律との関連（第３１条－第３３条）

第８章　報告（第３４条・第３５条）

第９章　引継ぎ及び検査（第３６条・第３７条）

第10章　雑則（第３８条－第４０条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　遺失物法（平成１８年法律第７３号。以下「法」という。）第２条第１項に規定する物件（遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物をいう。以下同じ。）の取扱いについては、法、遺失物法施行令（平成１９年政令第２１号）、遺失物法施行規則（平成１９年国家公安委員会規則第６号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

(1)　交番（幹部交番及び移動交番を含む。以下同じ。）及び駐在所

(2)　警備派出所（雑踏警備等に際して臨時に設置される警備実施本部を含む。）及び検問所のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要がある施設

(3)　警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの

（年度区分）

第３条　この訓令による出納は、全て会計年度によって処理し、現に出納を行った日で年度の所属を区分する。

（物件の提出を受ける窓口）

第４条　法第４条第１項又は法第１３条第１項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

（警察本部施設における取扱い）

第５条　第２条第３号の施設における物件の取扱いは、別表の左欄に掲げる施設に係る所属の職員が同表の右欄に定める送付先の警察署長の指揮監督を受けて行うものとする。

２　前項の施設に係る所属の長は、送付先の警察署長と緊密な連携を保ち、適正な物件の取扱いについて所属職員を指揮監督しなければならない。

第２章　物件の受理等

（拾得物件預り書等の保管）

第６条　警察署長（以下「署長」という。）は、あらかじめ規則第２条の規定による拾得物件預り書に署長印を押印するとともに、規則第１条の規定による拾得物件控書及び拾得物件預り書（以下「拾得物件預り書等」という。）に、それぞれ一連の用紙番号を付した上、これを警察署及び交番等で保管するものとする。

２　署長は、あらかじめ一連番号を付した現金収納袋（様式第１）を、交番等で保管するものとする。

３　警察署会計課に拾得物件預り書受払簿（様式第２）、現金収納袋受払簿（様式第３）及び拾得物件取扱簿（様式第４）を、交番等に拾得物件取扱簿を備え付け、拾得物件預り書等及び現金収納袋の受け払いを明らかにするものとする。

（交番等において物件の提出を受けたときの措置）

第７条　交番等において物件の提出を受けた場合において、拾得物件預り書等を作成するときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第７条第１項各号に掲げる事項その他必要な事項を警察署に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会しなければならない。

２　前項の場合において、現金（他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。）の提出を受けたときは、提出をした拾得者又は施設占有者（以下「提出者」という。）の面前で、現金収納袋に当該現金を収納し、当該現金収納袋に封をしなければならない。この場合において、提出者が拾得物件預り書を受領しないまま交番等から立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。

３　第１項の規定による報告及び照会は、執務時間中にあっては警察署の会計課長に、それ以外

の時間にあっては警察署の宿日直司令に対して行うものとする。
4　交番等においては、提出物件を拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに、速やかに、警察署に送付しなければならない。ただし、これにより難い特別の事情があるときは、署長の指示を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置をとるものとする。
5　前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
(1)　交番及び第２条第２号の施設　勤務員の交替時に送付すること。
(2)　駐在所　５日以内に送付すること。
(3)　別表の左欄に掲げる施設　別表の中欄に定める方法により送付すること。
6　前２項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物等の提出を受けた場合において、当該提出を受けた交番等の保管設備の状況等に鑑み、当該交番等において当該物件を適切に保管することが困難であると認められるときは、署長の指示を受けて、直ちに、当該物件を拾得物件控書及び拾得物件取扱簿とともに警察署に送付するものとする。

（施設において拾得された物件の取扱い）

第８条　施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該施設の施設占有者を除く。）が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第１３条第１項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うものとする。
2　署長は、前項に規定する施設占有者の同意に関し、当該同意を取り扱う機会の多い施設がある場合は、あらかじめ同意を得ておくことができるものとする。
3　第１項の規定により提出を受けたときは、当該提出物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。

（拾得物件一覧簿等の記載）

第９条　警察署には、規則第４条第１項の規定による拾得物件一覧簿（以下「拾得物件一覧簿」という。）を備え付け、交番等から第７条第１項の規定による報告を受けたとき又は警察署において提出物件に係る拾得物件預り書等を作成するときに記載するものとする。
2　警察署には、規則第４条第２項の規定による特例施設占有者保管物件一覧簿（以下「特例施設占有者保管物件一覧簿」という。）を備え付け、法第１７条の規定による届出を受理したときに記載するものとする。

（拾得物件預り書の交付）

第１０条　拾得物件預り書は、拾得者が署長に物件を提出する義務を履行し、及び署長が物件を受理したことの証であることから、拾得者が物件に関する権利を有するか否か、又は放棄するか否かにかかわらず、これを交付しなければならない。この場合において、拾得者が拾得物件預り書を受領する意思がないことが明らかであっても、拾得物件預り書を交付する旨を拾得者に説明し、これを受領してもらうように努めなければならない。

第３章　遺失届の受理等

（遺失届を受理する窓口）

第１１条　遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

（交番等において遺失届を受理したときの措置）

第１２条　交番等において遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第５条第２項第２号及び第３号に掲げる事項を警察署に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会し、規則第５条第１項の規定による遺失届出書（以下「遺失届出書」という。）を作成しなければならない。

２　第７条第３項の規定は、前項の規定による報告及び照会について準用する。

３　交番等において作成した遺失届出書は、速やかに警察署に送付しなければならない。

４　第７条第５項の規定は、前項の規定による送付について準用する。

（遺失届一覧簿の記載）

第１２条の２　警察署には、規則第５条第２項に規定する書面として遺失届一覧簿（様式第５号）を備え付け、交番等から第１２条第１項の規定による報告を受けたとき、又は警察署において遺失物件に係る遺失届出書を作成するときに記載するものとする。

（特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置）

第１３条　署長は、爆発物、銃砲、刀剣類、火薬類その他の物件であって、早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、地域部通信指令課に対する手配の依頼、警察署地域課による地域住民への広報その他の必要な措置をとるものとする。

（遺失届一覧簿の確認等）

第１４条　交番等において第７条第１項の規定による報告をするときは、併せて、当該提出物件について、遺失届一覧簿における該当する遺失届に係る記載の有無を照会するものとする。

２　規則第６条第１項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において提出を受けた物件に係る拾得物件一覧簿若しくは特例施設占有者保管物件一覧簿の記載をするときに行うものとする。

３　規則第６条第１項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件（法第１７条後段の規定により保管する物件をいう。以下同じ。）に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る規則第３１条の規定による保管物件届出書（以下「保管物件届出書」という。）の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

（遺失物管理システムによる遺失届の有無の確認等）

第１５条　提出又は法第１７条の規定による届出を受けたときは、速やかに、三重県警察遺失物管理システム（以下「遺失物管理システム」という。）に必要な事項を登録するものとする。

２　法第８条第１項（法第１３条第２項及び法第１８条において準用する場合を含む。）の規定による通報、規則第６条第２項の規定による照会並びに規則第１０条第１項の規定による報告

及び同条第２項の規定による通報は、遺失物管理システムにより行うものとする。

３　規則第６条第２項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の署長（他の都道府県警察の署長を含む。以下同じ。）になされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容を照合するものとする。

４　法第８条第２項（法第１３条第２項及び法第１８条において準用する場合を含む。）及び規則第１２条の規定によるインターネット公表は、遺失物管理システムにより行うものとする。

（拾得物件の有無の確認等）

第１６条　交番等において第１２条第１項の規定による報告をするときは、併せて、当該遺失届に係る物件について、拾得物件一覧簿及び特例施設占有者保管物件一覧簿における該当する提出物件又は保管物件に係る記載の有無を照会するものとする。

２　規則第７条第１項の規定による確認は、警察署において、前項の規定による照会を受け、又は警察署において受理をした遺失届に係る遺失届一覧簿の記載をするときに行うものとする。

３　規則第７条第１項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第１７条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合し、速やかに遺失者への返還手続を行うものとする。

（遺失物管理システムによる提出物件の有無の確認等）

第１７条　遺失届を受理したときは、速やかに、遺失物管理システムに必要な事項を登録するものとする。

２　規則第７条第２項の規定による照会並びに規則第８条第１項の規定による報告及び同条第２項の規定による通報は、遺失物管理システムにより行うものとする。

３　規則第７条第２項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件について、他の署長に提出又は法第１７条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の警察署長に通知するものとする。

４　第１５条及びこの条に定めるもののほか、遺失物管理システムへの登録、遺失物管理システムによる照会その他遺失物管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

第４章　提出物件の保管等

（警察署における保管）

第１８条　署長は、警察署において提出物件を保管するときは、次に掲げる方法により適正な管理を行わなければならない。

(1)　提出物件のうち物品については、速やかに拾得品整理簿（様式第６）に必要事項を記載の上、受理番号、拾得者の氏名等必要な事項を当該物品に表示するとともに、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる保管庫（以下「拾得物件保管庫」という。）への保管その他必要な措置をとるものとする。

(2)　前号の規定にかかわらず、有価証券類その他規則第１１条第２号から第６号までに掲げるものに該当する物件、法第３５条第２号から第５号までに掲げるものに該当する物件（以下「個人情報関連物件」という。）その他遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠でき、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫又は金庫に保管するものとする。

(3)　提出物件のうち現金（法第９条に規定する売却による代金を含む。以下「拾得金」という。）については、速やかに拾得金出納簿（様式第７）に必要事項を記載の上、確実に施錠のできる金庫に保管するものとする。

(4)　当選金付証票、商品券その他これに類するものであって、保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その満了の時期の前に現金と引き換えておくなど、当該提出物件の価値を保全するために必要な措置をとるものとする。

(5)　払い戻し又は両替をすることにより県の歳入となることが見込まれるもの（売却先が地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約となるもの又は売却先により売却価格に変動を生じないものに限る。）については、原則として保管期間満了後から県帰属までの間に現金と引き換えておくものとする。

（交番等における保管）

第１９条　交番等において、第７条第４項の規定による送付を行うまでの間において提出物件を保管するときは、拾得物件保管庫に収納し、施錠しておくものとする。ただし、提出物件がその形状等により拾得物件保管庫に収納することが適当でないものであるときは、当該物件を鎖でつないで室内に保管することその他確実な方法で保管すること。

２　拾得物件保管庫が設置されていない交番等において提出物件を保管するときは、施錠のできるロッカー等に確実に収納し、施錠しておくものとする。

３　前２項の規定にかかわらず、提出物件が、交番等において保管することが適当でないと認められる場合には、署長の指示を受け、必要な措置をとるものとする。

（保管委託）

第２０条　署長は、提出物件が危険物、滅失若しくは毀損のおそれのある物件又は警察署において保管が困難な物件と認めたときは、適任と認めた者に、拾得物件保管委託書（様式第８）により保管を委託することができるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、署長は、拾得物件の保管期間経過後に所有権を取得し、かつ、当該物件の引取りを希望する施設占有者を相手方として拾得物件の保管を委託することができるものとする。

３　前項に規定する保管委託をしようとする場合は、別に定めるところにより協定を締結するものとする。

（拾得金の預託）

第２１条　規則第１７条の規定による預託は、次の各号に掲げる警察署に保管する拾得金の総額

が当該各号に定める額を超えた場合に、その超えた分を指定金融機関（昭和３９年４月１日三重県告示第２１９号に定める指定金融機関をいう。以下同じ。）に当座預金として預託するものとする。

(1)　大規模警察署（桑名、四日市南、鈴鹿、津、松阪、伊勢）　３０万円

(2)　上記以外の警察署　１５万円

２　前項の預託は､前項の限度額を超えた日の翌日から起算して５開庁日以内に行うものとする。ただし、預託を行おうとする時点で前項の限度額を超えていない状態にあるときは、この限りでない。

３　第１項の規定にかかわらず、拾得金が記念硬貨等で、現物を保管する必要があると認められる場合は、指定金融機関に預託せず、警察署において保管することができる。この場合には、その理由等を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（提出物件の売却、処分等）

第２２条　法第９条の規定による売却及び法第１０条の規定による処分は、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第９条第１項の規定による売却をすることが明らかにできないと認められるときは、署長の指示を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。

２　規則第１４条の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件処分通知書（様式第９）により行うものとする。

３　前項の規定にかかわらず、第１項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

第５章　提出物件の返還、引渡し等

（提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法）

第２３条　規則第１８条第１項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（様式第１０）により行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

３　規則第１８条第２項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、拾得物件返還通知書（様式第１１）により行うものとする。

４　前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行うことができる場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

５　規則第１８条第４項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、物件の所有権

を取得する権利を有する者には所有権取得通知書（様式第１２）により、物件の所有権を取得する権利を有さない拾得者又は施設占有者（法第２７条第１項の費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に限る。）には費用請求権通知書（様式第１３）により、それぞれ行うものとする。

６　前項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、口頭により通知を行うことができる。この場合において、口頭により通知を行ったときは、通知を行った経緯を拾得物件控書の備考欄に記載するものとする。

（送付による返還及び引渡し）

第２４条　規則第１９条第１項の規定による送付に当たっては、電話による申出により返還する場合は、遺失者の指定した宛先への到達が確認できる送付方法を利用するものとする。この場合において、法第１１条第１項の規定による受領書（以下「受領書」という。）は、物件を送付する際に同封することとし、その後、遺失者から受領書の返送を受けるものとする。

２　前項後段の場合において、遺失者から受領書が返送されなかった場合は、遺失者の指定した宛先への到達を疎明する資料を拾得物件控書に添付するものとする。

３　書面による申出により返還する場合は、遺失者からの物件送付依頼書（様式第１４）による申出の後、物件に受領書を同封して送付し、その後、遺失者から受領書の返送を受けるものとする。

４　前項の場合において、遺失者から受領書が返送されなかった場合の手続については第２項を準用する。

第６章　出納事務要領

（県に帰属した物件の取扱い）

第２５条　署長は、法第３７条第１項第１号の規定により県に帰属した物件については、三重県会計規則（平成１８年三重県規則第６９号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき、毎月末日に次の処理をするものとする。ただし、月末日が三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第２号）に規定する県の休日に当たる場合は、その直前の開庁日とする。

(1)　拾得金については、会計規則第２条第２号に規定する所（以下「所」という。）の長に拾得金県帰属報告書（様式第１５）及び県帰属拾得金明細書（様式第１６）により報告するとともに、納付書（会計規則第６号様式）を作成の上、拾得金を添えて、指定金融機関に県歳入として納付するものとする。

なお、納付書の払込み期日は、納付書の発行日から起算して３開庁日以内とする。

(2)　物品については、拾得品県帰属報告書（様式第１７）及び県帰属拾得品明細書（様式第１８）とともに、所の長に引き渡すものとする。

（国に帰属した物件の取扱い）

第２６条　署長は、法第３７条第１項第１号及び規則第２４条の規定により国に帰属した物件については、速やかに県警察本部長（以下「本部長」という。）に報告するものとする。

（個人情報関連物件の廃棄）

第２６条の２　法第３７条第２項の規定による個人情報関連物件の廃棄は、警察署会計課の幹部（警部補以上の階級にある警察官及び同相当職の事務官並びに技官をいう。以下同じ。）の立会いの下警察署において行うものとする。

（拾得金の返還等の方法）

第２７条　拾得金を遺失者に返還し、若しくは権利取得者に引渡し、又は第２５条第１号の納付を行うときは、小切手を振り出して行うものとする。ただし、第２１条の規定により警察署において保管している拾得金で返還若しくは引渡しを行うことができる場合又は同条の預託の前に遺失者が判明し、返還手続をする場合は、この限りでない。

（小切手帳）

第２８条　前条に規定する小切手は、指定金融機関から交付を受けた小切手帳を使用するものとする。

２　署長は、小切手受払簿（様式第１９）を備え付けて、小切手の受け払いの内容を明らかにしておくものとする。

（小切手の作成等）

第２９条　小切手の作成、振出し、交付等の取扱いは、会計規則の例によるものとする。

（支払未済失効小切手の整理）

第３０条　署長は、毎月末日をもって指定金融機関から預金残高を証明する書面を徴し、拾得金出納簿との照合及び点検を行うものとする。

２　前項の規定による照合の結果、小切手の支払未済があるときは、小切手支払未済調書（様式第２０）を作成するものとする。

３　署長は、振出小切手のうち呈示期間経過後６か月を経過して支払未済のものがあるときは、小切手失効通知書（様式第２１）を作成して県歳入に払込みの手続をとるものとする。

第７章　他の法律との関連

（犯罪者の置き去り物件の取扱い）

第３１条　法第４条第１項に規定する犯罪の犯人が占有していたと認められる物件の取扱いについては、この訓令の規定によるほか、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）の定めるところにより措置するものとする。

（埋蔵物の取扱い）

第３２条　署長は、提出物件が埋蔵文化財と認められるときは、文化財保護法（昭和２５年法律第２１４号）第１０１条の規定により、埋蔵文化財提出書（様式第２２）に当該物件を添えて、三重県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出するものとする。ただし、所有者が判明しているときは提出を要しない。

２　前項の規定による手続を行った後、その所有者が判明したときは、県教育委員会から当該物件の引渡しを受け、これを所有者に返還するものとする。

（犬又は猫の取扱い）

第３３条　所有者の判明しない犬又は猫が拾得された場合は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和４８年法律第１０５号）第３５条第３項の規定及び法第４条第３項の規定により、他の提出物件とは異なる取扱いをすることから、別に定める具体的対応要領により適切に措置するものとする。

第８章　報告

（事故の発生報告）

第３４条　署長は、保管する提出物件について亡失、毀損等の事故が発生したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。

（計算報告）

第３５条　署長は、毎年３月末日現在をもって、その年度内の提出物件の取扱いについて、拾得物件受払計算報告書（様式第２３）を作成し、これに拾得金現在高明細書（様式第２４）、預金残高を証明する書面及び小切手支払未済調書を添えて、本部長に報告しなければならない。

第９章　引継ぎ及び検査

（引継書類の作成）

第３６条　署長の異動があった場合は、前任者は人事異動発令日の前日をもって拾得金出納簿及び拾得品整理簿を締め切り、後任者に引き継ぐものとする。

２　前項の引継ぎは、引継目録（様式第２５）、拾得物件現在高調書（様式第２６）及び小切手支払未済調書を作成し、これに預金残高を証明する書面を添えて行うものとする。

３　第１項に規定する引継ぎを完了したときは、拾得物件引継報告書（様式第２７）により、速やかに本部長に報告するものとする。

（検査）

第３７条　本部長は、次に掲げる場合は、提出物件の出納及び保管の状況について検査するものとする。

(1)　会計年度が終了したとき。

(2)　署長の異動があったとき。

(3)　その他特に必要があると認めたとき。

２　本部長は、前項の検査を警務部会計課長又はその指名する職員に行わせることができる。

３　前２項の規定により検査を行った者は、その結果について、拾得物件検査書（様式第２８）を作成するとともに、拾得物件検査報告書（様式第２９）により本部長に報告するものとする。

第１０章　雑則

（拾得物件預り書の再交付）

第３８条　署長は、拾得物件預り書を亡失、毀損等の理由により、その交付を受けていた者から再交付の申請があった場合は、その事情を調査し、必要があると認めたときは、拾得物件預り書を再交付するものとする。

（関係書類の整理）
第３９条　署長は、別に定めるところにより、遺失物の取扱いに関する書類を会計年度ごとに整理保存するものとする。
（地域課の幹部による指導監督等）
第４０条　警察署地域課の幹部は、交番等（第２条第３号を除く。以下この条において同じ。）における遺失物の取扱いについて、別に定めるところにより指導監督を行うものとする。
２　警察署地域課の幹部は、常に交番等の遺失物関係書類の処理状況、提出物件の保管状況等について点検するものとする。

附　則

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則〔平成２９年３月２８日三重県警察本部訓令第９号〕

（施行期日）
１　この訓令は、平成２９年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この訓令施行の際、現にこの訓令による改正前の遺失物等の取扱いに関する訓令に規定する様式により作成している用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附　則　〔令和元年６月２５日三重県警察本部訓令第１０号〕

（施行期日）
１　この訓令は、令和元年７月１日から施行する。
（経過措置）
２　この訓令の施行の際現に三重県警察に対して提出されている改正前の訓令の規定に基づく様式は、改正後の訓令の規定に基づく様式とみなす。
３　この訓令の施行の日前に改正前の訓令に規定する様式により作成している用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則〔令和２年３月１１日三重県警察本部訓令第８号〕

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則〔令和２年１２月２５日三重県警察本部訓令第１３号〕

（施行期日）
１　この訓令は、令和３年１月１日から施行する。
（経過措置）
２　この訓令施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
３　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則〔令和３年２月２５日三重県警察本部訓令第３号〕

（施行期日）

1　この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第２条関係）

施　　　設	引 継 ぎ の 方 法	送 付 先
交通部運転免許センター	５日以内に引き継ぐこと。	施設の所在地を管轄する警察署長
交通部高速道路交通警察隊の隊本部及び各小隊	勤務交替時に引き継ぐこと。	

（別記様式省略）